

〔駐村研究員だより〕

知っていますか？^{ノーサイ}NOSAI

^{おお}大 ^{たに}谷 ^{こう}幸 ^じ二

私は農業共済（呼称：NOSAI）に勤務しています。NOSAI が新聞などマスコミにとりあげられるのは、大型台風襲来時や平成 5 年のような全国的な凶作で農業災害が発生したときなどが多いようです。その際、NOSAI について若干の解説がされることがありますが、日常では、JA の共済と混同されている？のが現状でしょうか。

NOSAI は、農業災害補償法という法律に基づいて事業を実施しています。農家と国が農業災害に備えて掛金を出し合い、共同準備財産として積立てを行い、農業災害が発生したときに損害に応じて農家に共済金を支払い、農業経営の安定を図るという相互扶助を基本とした制度です。

NOSAI の機構

構成は、原則として市町村段階に農業共済組合（または農業共済事業を実施する市町村）、都道府県段階に連合会、そして最後のゴールキーパーとして政府が特別会計による 3 段階制をとっています。

これは、予測困難で市町村や都道府県段階の NOSAI の存立を脅かすような異常な災害が発生した場合にあっても、それぞれの段階で全支払責任を負うことなく、その責任の一部を他の保険者に転嫁することにより、破産の危険（リスク）を回避することができる手法として危険分散を図っているものです。

現在、全国の市町村段階の NOSAI の数は、行政の区域を超える広域合併が促進され、平成 12 年 4 月 1 日現在 366 で、3,232 の市町村をカバーしています。

事業の種類

農業共済事業の種類は、農作物共済（稲・麦）、家畜共済、果樹共済、畑作物共済（蚕繭・ばれいしょ・大豆など）、園芸施設共済、任意共済（建物・農機具）があります。

全国のこれら事業の共済金額（補償額）は、平成 12 年 5 月現在で 62 兆 9,300 億円余となっています。

制度の特徴

さて、NOSAI は政策保険のため、一般の保険と違ういくつかの特徴があります。

①農業共済事業の実施が義務づけられています。農業が自然条件に依存し、不可抗力的な災害で大きな損害を受けやすいということから、国の災害対策の一環として政策的観点からつくられた制度です。したがって、法律（農業災害補償法）に基づいて、全国で実施されています。

②当然（強制）加入の事業があります。一般保険では成立しがたい事業のため、食糧農作物である稲・麦については、危険分散を図るという目的から一定規模以上を耕作する農家には当然加入の制度を設けています。

③掛金や事務費に多額の国の負担があります（任意共済を除く）。農家が負担すべき掛金や、NOSAI が事業を運営するための主な経費について、国が約 1,400 億円（予算額）の財政負担をしています。

④損害防止事業を積極的に実施しています。農業災害に対する損失補てんという本来の機能のほか、被害の未然防止により農業経営の安定を図るという観点から損害防止事業が実施され、私が住む新潟県では、主に水稻の共同防除、効率的な防除（必要最低限の防除）に資するための病虫害発生予察調査、RM（リスク・マネジメント）総合支援活動などを通して、地域農業の振興に寄与しています。

RM 総合支援活動とは、農業経営のリスク（危険）に対して、NOSAI が行う事故の未然防止対策のことで、農業経営の安定に寄与するため

の支援活動です。

NOSAIは掛け捨て？

ところで、台風や冷害などにより頻繁に農業災害に見舞われる地域では、共済金の支払われる機会も多く、NOSAIは身近な存在かもしれません。新潟県を含む北陸地方は、積極的な損害防止活動を展開していることもあって、過去の被害率は全国的にみて低い地域です。

支払われる共済金が少なければ、掛金率も低く、また、無事戻し金として該当する農家に掛金の一部が返還されますが、「掛け捨て感」はぬぐえません。

しかし、農家個々にとっては、差異はあるものの、地域全体でみると、農家とNOSAIの間の状況はどうでしょう。新潟県の過去10年間（平成2年度から11年度）の例（任意共済を除く）では、農家負担掛金108億円に対し、形を変え200億円がNOSAIから農家に還元されています。200億円の内訳は、共済金137億円、無事戻し金25億円、農家が負担すべき薬剤散布などに要する経費補助として38億円です。このように、総額では農家負担掛金を上回る還元ができるのは、掛金に対し国の負担があるからであり、農業経営に役立っているといえます。

変わるNOSAI

NOSAIは、政策保険として昭和22年、農業災害補償法によって産声をあげました。その後、農業を取り巻く環境の変化に合わせ、今日まで37回の制度改正がおこなわれました。

平成11年度においても、制度改正が行われ、このうち、農作物共済においては、

①水稲共済で、低被害地域において共済金支払開始損害割合の引き下げの特例措置の途が開かれました。一筆（農道、畦畔、水路等で区切られた単位のは場を筆といいます）方式では、一筆ごとに平年的収量の3割を超える減収（収量建て）から共済金支払いの対象としていましたが、特例措置により、同方式では2割を超える減収から共済金支払いの対

象となります。国の定める基準を満たす低被害地域（北陸地方）では、従来よりも共済金支払いの機会が増えることになります。

②麦共済で災害収入共済方式が試験的に導入されました。新たな麦政策の推進に伴い、麦の価格に大きな変動が見込まれます。麦作農家の経営安定を図る観点から、災害によって減収または品質の低下を伴う生産金額の減少を補てんする新たな引受方式が試験的に導入されました。

③その他、大規模農家向けの引受方式について、加入要件の緩和を図るなど、農家の要望に応えるべく制度改正が行われています。

NOSAIの機軸

NOSAIでは、制度の普及推進、そして農家から支持されるNOSAIづくりを実体化するため、団体サイドの運動を独自に展開しています。

現在は、平成9年度から新世紀へ向けた4年間の期間で、「安心のネットワーク」拡充21運動という名称で取り組んでいます。

同運動では、「農家とともに、21世紀に向けたNOSAIの態勢と展望をつくる」を目標に、次の三つを推進課題として掲げ、各NOSAI組織が地域の実情に合わせて活動を展開しています。①ニーズの検証と21世紀への展望づくり、②RM総合支援活動の充実・発展、③新広域組合の基盤づくり、です。

NOSAIは、農業災害補償法という法律に基づいて事業を実施していますが、本来の機能は農業災害に対する損失補てんです。なぜ、幅広い損害防止活動や農業共済事業以外の事業を展開するのでしょうか？

それは、同法第1条（目的）の条文にある「農業経営の安定」に帰結するからです。

（新潟県黒崎町・NOSAI新潟）